

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 29 年 6 月 2 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 31 年 1 月 8 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 31 年 1 月 18 日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
税政課	<p>（保存年限を超過した文書の廃棄について）</p> <p>一部の総合支庁において、保存年限を超過後の簿冊を書庫で保存していた。</p> <p>保存年限を超過した県税の賦課・徴収等に関する文書は、個人情報等機密性の高い文書が含まれていることから、保存年限に到達した文書については適切に廃棄処分する必要がある。</p>	<p>平成 29 年 2 月 17 日に開催した各総合支庁税務担当課長を招集した会議において、本指摘について説明の上、適切な文書の廃棄を指示した。</p> <p>各総合支庁において、保存文書の点検・確認を行い、保存年限の延長を要する簿冊を除き、廃棄処分の措置を講じた。</p>